

第2部 都市づくりの全体構想

第1章 目指す都市像

1 目指す都市像と都市づくりの理念

目指す都市像

あお
碧く輝くまち 湖北・ながはま ～地域が活き、人が居きる～

都市づくりの理念

①地域コミュニティの維持

従来からの生活拠点を中心に、それぞれの特性に沿った発展を目指す地域が共生する、「集約型多核都市構造」の確立を目指す。

②安全・安心な暮らしの確保

誰もが安全で快適に「暮らし」「集い」「働き」「憩い」「学ぶ」ことができる、持続可能な適切規模での都市整備を目指す。

③地域経済の活性化

地域資源を活用し、市民と連携して、地域経済の好循環に寄与する都市づくりを目指す。

「長浜市総合計画」において、「現代のライフスタイルに合った、人と人とのゆるやかな結びつきのなかで、市民一人ひとりが長浜の未来を思い描き、長浜で暮らす幸せを実感しながら生きることができるまち」、「長浜に暮らす全ての人が、安全で安心な暮らしのなかで自信と誇りにあふれ、心豊かに満ち足りていて楽しいと実感でき、長浜で暮らし続けたい、長浜で暮らして良かったと思えるまち」の実現を目指して、将来都市像を「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」と定めています。

また、同計画では、目指す将来都市像の実現に向けた取組の成果としての都市の規模を想定した指標として、平成38年度の人口を114,000人と設定しています。

この実現に向けて、都市づくりの課題、市民意見を踏まえた上で、都市計画における目指す都市像と都市づくりの理念を上記のとおり定めます。

※ 目指す都市像においては、地域が活力にあふれ、人々が今後も自信と誇りをもって住み続けることができる都市づくりを目指す意図を込めて「活き」「居きる」と表記しています。

2 都市づくりの目標

目指す都市像に沿った都市づくりの目標として、次の5つを設定します。

<p>目標①</p> <p>地域の特性に応じて 誰もが快適に暮らせる 環境の構築</p>	<p>市街地でも、郊外でも、それぞれの地域の特性を生かした快適な暮らしができるような環境づくりを進めます。</p> <p>また、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て環境の整備、高齢者やしょうがい者の方を含めあらゆる人が使いやすいユニバーサル・デザインに基づく環境整備、地域医療の充実等を通して、快適に安心して暮らせる都市を目指します。</p>
<p>目標②</p> <p>安全・安心な暮らしを 支える都市基盤の整備</p>	<p>避難路や防災施設等、必要な都市基盤の整備等を通して、災害（地震災害・土砂災害・水害・雪害・原子力災害等）に強い都市づくりを進めます。</p> <p>また、防犯や交通安全の観点からも安心して暮らせる環境づくりを行います。</p>
<p>目標③</p> <p>健全な開発と適切な 土地利用による都市 活力の向上</p>	<p>JR 田村駅周辺、小谷城スマートインターチェンジ周辺では、ポテンシャルを生かして計画的に都市整備を進めます。</p> <p>郊外においては、良好な住環境の保全を図りつつ、地域の特性を生かせる土地利用の誘導を行います（例えば、店舗は利便性の高い幹線道路沿いに誘導し、田園地では環境に悪影響を及ぼす建物を規制する等）。</p>

<p style="text-align: center;">目標④</p> <p>地域資源を生かした 質の高い都市・田園 空間の形成</p>	<p>琵琶湖や余呉湖、伊吹山系の山なみ、田園集落等、地域の風土が育む美しい景観と環境を守り、自然豊かな都市づくりを進めます。</p> <p>また、各地域に残る伝統的なまちなみ・風景を保全・活用し、長浜ならではの歴史や文化を感じさせる空間づくりを進め、次世代への継承を図ります。</p>
<p style="text-align: center;">目標⑤</p> <p>持続可能な長浜 ならではのまちづくり</p>	<p>将来にわたって持続できる都市経営を目指し、既存ストックの活用、中心市街地を中心とした地域に都市機能の集約化を図るなど、人口に見合った適切規模の都市構造を目指します。</p> <p>また、地域の個性（魅力や資源）を生かした都市づくりを進めるため、市民発意による地区計画制度・景観計画の立案を促す等、市民や事業者が主役となる地域主導のまちづくりを進めます。</p>

3 目標達成に向けた重点的取組

「目標① 地域の特性に応じて誰もが快適に暮らせる環境の構築」のための取組

「長浜市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)」に基づくJR長浜駅周辺の市街地再整備を進め、本市のターミナル拠点としてふさわしい都市機能の強化と魅力ある良好な市街地環境の形成を図るとともに、市街地における商業機能や居住機能の向上に向けた市街地整備事業を促進するなど、市域全域の生活利便性や都市活力の維持・向上につながるよう中心市街地の再整備を進めます。



JR 長浜駅周辺

「目標② 安全・安心な暮らしを支える都市基盤の整備」のための取組

本市における災害対策のうち、最優先に取り組むべき事項として、滋賀県が策定した「湖北圏域河川整備計画」に基づいた実効性のある河川整備の早期実現を目指します。特に、姉川、高時川、田川等の一級河川において、治水対策を促進します。



姉川

「目標③ 健全な開発と適切な土地利用による都市活力の向上」のための取組

JR 田村駅周辺において、学術・文化・産業を中心とした都市機能の充実を図るため、「田村駅周辺整備基本計画(平成30年5月策定)」に基づき、駅舎改築をはじめとして、産・官・学連携による事業や居住地の整備等を進めます。

平成29年3月に供用開始した小谷城スマートインターチェンジ周辺において、必要な調査・分析を行い、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた新しい農林業ビジネスの創出を促します。



小谷城スマートインターチェンジ

「目標④ 地域資源を生かした質の高い都市・田園空間の形成」のための取組

豊かな森林や湖北平野に広がる農地を重要な地域資源として捉え、市北部における雇用創出や移住・定住促進につながる「森」と「農」の新たな事業を検討し、市北部の地域活性化を図ります。

北国街道沿いの木之本宿のまちなみを地域資源として捉え、商業観光機能の強化を促す土地利用を誘導するとともに、「長浜市景観まちづくり計画（平成20年3月策定）」における景観形成重点区域を中心に、地域の良好な景観形成の取組を促進します。



北国街道木之本宿

「目標⑤ 持続可能な長浜ならではのまちづくり」のための取組

都市づくりの理念で示す「集約型多核都市構造」を将来都市構造（次章参照）として位置付け、この実現に向けて、中心市街地と地域生活拠点、その周辺地域をつなぐ使いやすい生活交通ネットワークの形成を進めます。とりわけ、旧行政界単位を基本として形成されている路線バス、デマンドバス、デマンドタクシー等の公共交通網については、「長浜市地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）」に基づき、各地域の利用者ニーズに合わせた見直しを行います。



路線バス

第2章 将来都市構造

1 基本的な考え方

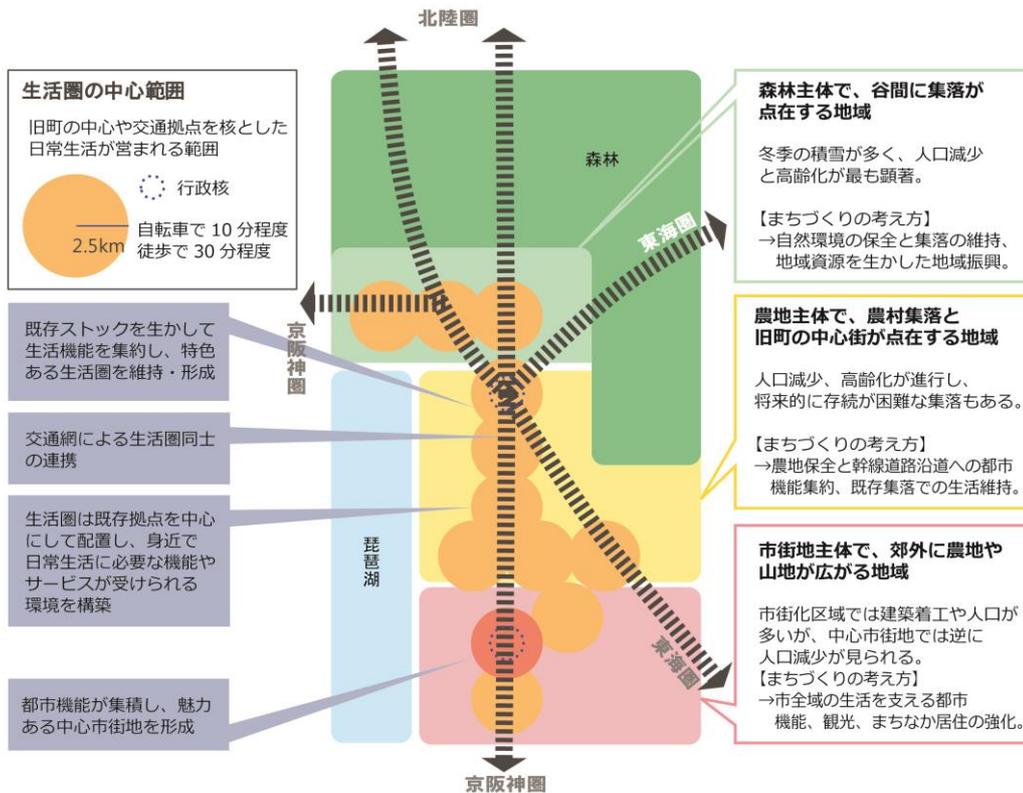
今後の都市機能や施設の配置、土地利用等の大まかな方向性を「将来都市構造」として整理します。

土地利用、人口分布、開発動向（建築等）、地形等（資料編参照）に着目すると、本市は下図に示すおおむね5つのエリアに分類できます。将来都市構造においても、これら各エリアの特色を考慮して方向性を示すものとします。

また、平成18年、平成22年と二度の合併を経た本市には、旧町の中心市街地などを核とした生活圏（下図における橙色の丸）が複数存在しており、各生活圏が鉄道や道路でつながっています。前章における目指す都市像を踏まえ、こうした地域特性を継承・強化していくことを前提とした長浜市ならではの都市構造を目指すものとします。

このような考え方のもと、本市では各地域の拠点を中心に複数の生活圏が維持・形成され、それぞれの生活圏が交通によって連携する「集約型多核都市構造」を目指すことを基本とします。

図 将来都市構造骨格イメージ



2 将来都市構造

「都市軸」、「都市拠点」、「ゾーン」の3つの要素ごとに将来の方向性を示します。

- 都市軸
都市の骨格をなす鉄道・道路等の線的な構成要素
- 都市拠点
日常生活・都市活動の中心となる場で、点的な構成要素
- ゾーン
土地利用や人口分布等が類似する土地のまとまりで、面的な構成要素

(1) 都市軸

■ 広域幹線交流軸

次の2つの機能を担う鉄道・道路等を広域幹線交流軸と位置付け、整備・充実を図ります。

- ①近畿・中部・北陸経済圏や隣接都市と本市を結び、広域の経済活動等を支える機能
- ②広範囲にわたって各生活圏をつなぎ、連携を促進する機能

■ 地域支線交流軸

広域幹線交流軸の支線として、市内の各生活圏を連絡し、地域間の交流・連携を支える道路等を地域支線交流軸と位置付け、整備・充実を図ります。

(2) 都市拠点

■ 中心市街地核

中心市街地は広域的に人・モノ・情報を集め様々な出会いと交流を促進させ、多様な都市機能を集積させる地区であることから、『中心市街地核』と位置付けます。

特にJR長浜駅周辺は、本市のターミナル拠点として、都市機能の集積と良好な景観形成に寄与する都市整備を進めます。

また、中心市街地への居住を促進させることで、快適な生活を実感できる機能的で利便性の高い都市形成を図ります。

■ 地域生活拠点

各支所（木の本地域については北部振興局）周辺等については、生活に身近な商業・福祉・生活サービス等が提供される『地域生活拠点』と位置付け、日々の生活利便性の向上を図り、地域特性を生かした都市形成を図ります。

なお、拠点として未成熟な地域については、他の生活圏との連携や移動手段の確保等を図るとともに、地域コミュニティの活力を高めながら自立した生活圏の形成を図るものとします。

■ 文教・産業創造拠点

本市の南の玄関口である JR 田村駅を中心とする生活圏については、長浜バイオ大学・大学院や滋賀文教短期大学が立地するとともに、長浜サイエンスパークの立地もあることから人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点『文教・産業創造拠点』として位置付け、今後も計画的に市街化を進めます。

特に、文教機能、産業機能の充実を図るとともに、周辺の公共施設や市立長浜病院等の医療機能とも連携した魅力的な都市空間の形成を図ります。

■ 産業機能創出拠点

工業機能の集積地として既存の生産機能の高度化を図るとともに、企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画により、産業機能の集積を促進させることで、地域の経済基盤を確かなものとするための拠点づくりを進めます。

市街化区域辺縁部における工業機能の集積地では、既存の生産機能の高度化を図りつつ、長浜インターチェンジや市街地への好アクセスの強みを生かし、地域経済への好循環を促すよう基盤強化を支援します。

また、草野川沿いの地域では、周辺の良い環境を生かした環境産業系の企業支援、びわくインダストリアルパーク周辺や JR 高月駅南部周辺では、高度な技術による製造業系の企業支援をそれぞれ図ります。

さらに、小谷城スマートインターチェンジ周辺は、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた産業集積が期待される地域であり、新たな産業拠点として、本市の発展に資する適切な土地利用を検討します。

■ 広域レクリエーション拠点

豊公園、神照運動公園、浅井文化スポーツ公園、奥びわスポーツの森や各地域の運動広場をそれぞれの特性により役割を分担させながら、市民の多様なスポーツ・レクリエーション活動を支える拠点として、また高山キャンプ場、虎御前山、早崎ビオトープ、湖北野鳥センター、大見いこいの広場、ウッディパル余呉や余呉湖は自然休養拠点として、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて整備・充実を図ります。



長浜サイエンスパーク（長浜バイオインキュベーションセンター）

(3) ゾーン

■ 都市ゾーン

既成市街地へ都市機能を集積するとともに、既成市街地外の市街化を抑制し、メリハリのある土地利用を図るゾーンとします。既成市街地外では、良好な農地を保全します。

■ 田園居住ゾーン

集落と農地の共存を図るゾーンとします。各地域の中心部や幹線道路沿道へ日常生活に必要な機能やサービスを誘導し、既存集落における生活利便性を確保します。また、大規模で周辺環境に悪影響を与える開発を抑制することで、居住環境と営農環境を保全します。

■ 田園・里山ゾーン

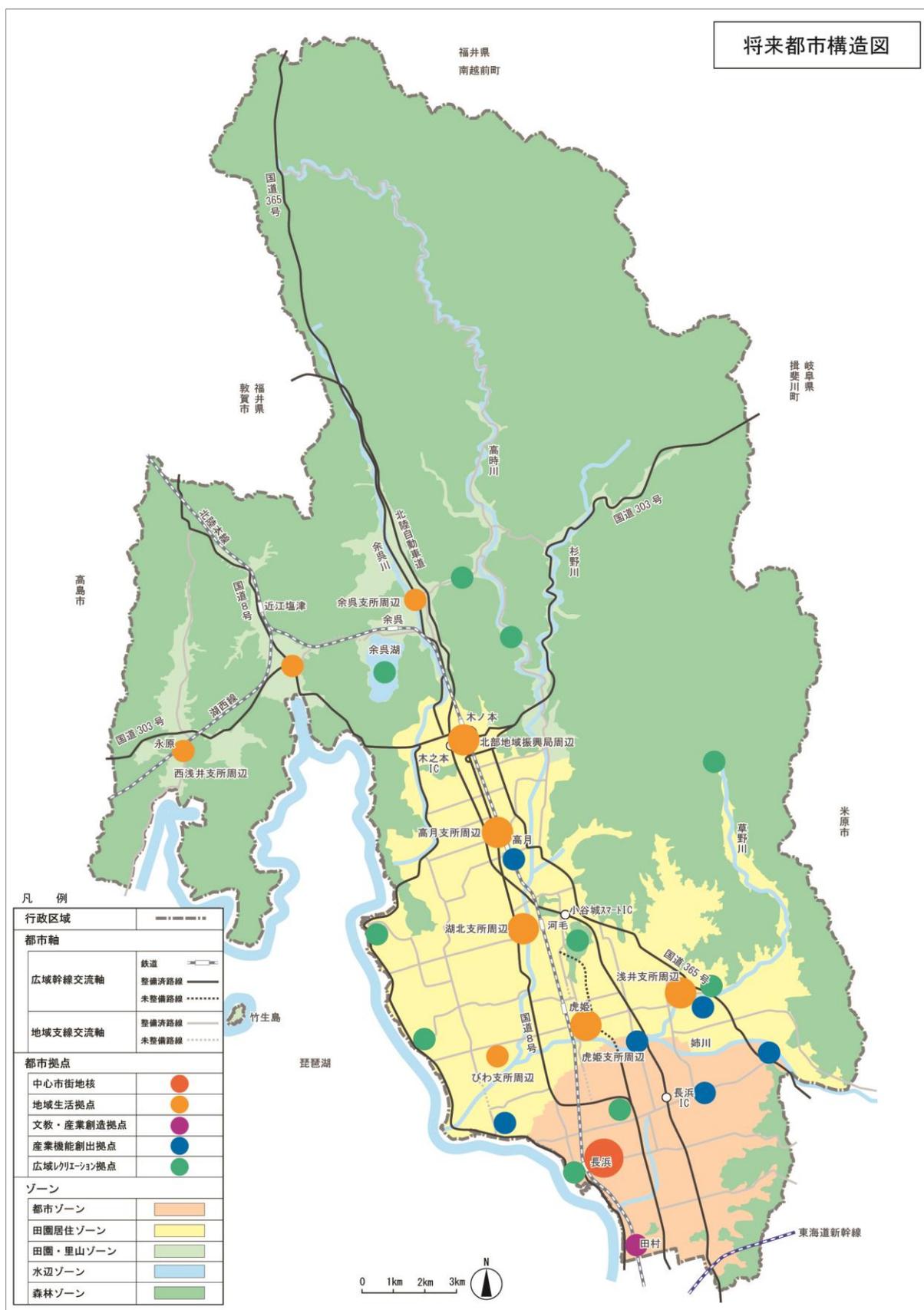
集落、農地、森林の共存を図るゾーンとします。既存集落における暮らしを守るとともに、農地や森林を保全、活用します。

■ 森林ゾーン

国土保全、水源かん養、環境保全等の機能をもつ、良好な自然空間を形成している地域であり、森林の保全・活用や林業の振興に努めます。

■ 水辺ゾーン

本市固有の美しい琵琶湖景観を形づくるシンボルとして、観光資源でもある竹生島を含む琵琶湖岸や余呉湖、姉川、高時川等の良好な水辺の維持・保全・活用に努めます。



第3章 都市整備の方針

本市の目指す都市像の実現に向けて、今後の都市整備の方針を、「土地利用」、「交通施設・道路」、「上下水道施設・河川・環境衛生施設」、「公園・緑地」、「都市景観づくり」、「防災都市づくり」の6つの視点から整理します。

市以外の管理者や許認可権者（県、国等）が整備を行う施設に関する都市整備の方針は、市が当該者に対し要望や事業の推進に向けた働きかけ等を積極的に行っていくという姿勢で記載しています。

1 土地利用の方針

(1) 基本方針

■ 都市拠点形成に向けた土地利用の規制・誘導

集約型多核都市構造の形成に向け、都市拠点を中心として、商業系、工業系、居住系の土地利用を促します。その際、市街化の動向、自然との調和、良好な景観形成に配慮しつつ、きめ細かな土地利用の規制・誘導を図ることを基本とします。

また、どの地域でも画一的な拠点形成を目指すのではなく、地域の実情や特色に応じた土地利用を図るものとします。

今後、集約型多核都市構造の形成過程においては、都市再生特別措置法等の新たな法制度の活用も視野に入れながら、将来の開発動向も見据えて、弾力的に新たな施策の展開や地域地区の見直しといった土地利用の変化への対応を行います。

■ 集落、農地、森林の共存

田園や森林が広がる地域では、農地・森林などの自然的土地利用の保全を前提としつつ、既存の集落とそこでの生活を支える商業・工業系の土地利用を必要な範囲で許容することで、集落、農地、森林の共存を図るものとします。

(2) 類型別土地利用の方針

①商業観光地 歴史的資源を活用し、市民や観光客にとって魅力的な商業の集積を図るエリア	
都市 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> JR長浜駅周辺の商業観光地は、業務機能や文化・交流施設、行政機関等様々な都市機能の集積を図るとともに、計画的な土地利用により都市機能を強化します。また、北国街道の歴史的まちなみや黒壁等の資源の活用、宿泊滞在型の観光圏づくり、中心市街地活性化基本計画に基づく市民協働のまちづくりを通して、地域の魅力向上を図ります。
田園 居住 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> JR木ノ本駅周辺の商業観光地は、北国街道木之本宿の歴史的なまちなみを生かしつつ、商業系の土地利用を誘導します。

②沿道・沿線商業地 日常生活を支え、沿道サービスにも対応した商業施設等を誘導するエリア	
都市 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 既存の大型店や飲食業系の土地利用等を生かして商業機能の充実を促します。また、他のゾーンや市外からの通過交通での利用者にも対応できる沿道商業空間とします。
田園 居住 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿い又は、鉄道駅周辺における既存の店舗等を生かして、生活利便施設や福祉サービス等を生活圏内へ誘導することで、コンパクトな日常生活空間の形成を図ります。また、田園・里山ゾーンに不足する商業機能を補完する沿道・沿線商業空間とします。

③工業地 市民の雇用を支える既存企業の定着化と地域経済の好循環に資する新たな産業振興を進めるエリア	
都市 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 住居系の土地利用と工業系の土地利用が混在又は近接している地域が多いため、その解消又は住居系の土地利用と工業系の土地利用のあつれきのない共生を目指し、適切な機能誘導や周辺環境対策の充実を図ります。 用途地域内の既存工業地については、生産機能の高度化等の基盤強化を図りつつ、低・未利用地には、長浜インターチェンジや市街地への好アクセスの強みを生かして工業や流通系機能を誘導し、良好な産業空間を形成します。 市街地辺縁部の主要幹線道路沿いで商業系土地利用が図られている準工業地域は、県北部の生活者の日常生活を支える空間となっていることから、今後の動向を踏まえ、必要に応じて商業系用途地域への見直しを進めます。 中心市街地への都市機能の集約を図るため、市街地辺縁部における準工業地域における

	大規模集客施設の立地制限を目的とした特別用途地区を維持します。
田園居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内の既存工業地については、ニーズに応じて基盤強化等の機能充実を図り、良好な産業空間を形成します。 用途地域の指定のない既存工業地については、適切な地域地区の設定を行い、良好な産業空間の形成を誘導します。 浅井地域の工業用途の未利用地においては、工業施設や幹線道路の整備等によって既存工業施設の潜在力の誘発が期待されることから、工業系企業等の誘致に努めます。 びわ地域や高月地域の工業地においては、幹線道路沿いに高度な技術による製造業系の企業が集積しており、ニーズに応じた基盤強化等の機能充実を支援し、工業系機能の更なる強化に努めます。 その他の地域においても、周辺の農環境・住環境との調和に十分留意しながら、需要に応じて新たな工業適地の確保に努めます。

<p>④住宅地 市全域に広がる田園・森林・水辺が作り出す水とみどりのネットワークとの調和を図り、地域特性に応じた良好な居住環境を形成するエリア</p>	
都市ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の既存住宅地については、商業地や工業地等との調和を図りつつ、必要な公共施設を計画的に整備・改善するとともに、開発における一区画当たりの宅地面積の最低基準の引き下げ等の規制緩和を検討するなど、市街化区域への居住誘導を図り、快適な居住環境の形成に努めます。 中心市街地は、景観資源を含め歴史的なまちなみと調和した住宅地となるよう、基本的に高層共同住宅の建設を抑制します。そのために、景観計画や地区計画、高度地区制度等の活用を検討します。 中心市街地の定住人口増加策として、空き町家の再生によるまちなか居住等を促進するとともに、中心市街地における歴史的なまちなみに調和する範囲で、一定の共同住宅の立地も許容していくものとします。
田園居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅地においては、用途地域や特定用途制限地域等の活用により、田園等周辺の自然環境や地域の歴史的なまちなみ環境等、周辺との調和を図り、快適な居住環境の形成に努めます。

⑤農地及び集落地 営農環境の保全と集落の生活環境の維持を図るエリア	
都市 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に残る農地を中心とする低・未利用地では、適正な道路の確保に努めつつ、土地の有効活用を図り、新たな居住空間の創出を図ります。 市街化区域外の農地については、農業振興地域における農用地区域を中心に良好な田園・食料自給の場として保全し、都市的土地利用との調整を図り必要な基盤整備を進めます。 市街化区域外の集落地においては、地区計画制度等の活用や住宅建築が可能な指定区域を拡大するなどの施策を検討し、集落維持のための人口確保を図ります。
田園 居住 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の変更に伴う土地利用規制の急激な緩和に対応し、農地及び集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定することとします。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な居住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。 農業振興地域における農用地区域を中心に良好な田園・食料自給の場として保全し、都市的土地利用との調整を図り、必要な基盤整備を進めます。 集落地については、集落自立のための人口維持（転出の抑制、U・J・Iターン等による転入）のため、自己用住宅建築には土地利用規制を設けないこととします。 地区計画制度や景観計画制度等の活用や、長浜市空家等対策計画に基づく空き家対策等を推進することで、地域住民と協働で良好な居住環境づくりを推進します。
田園・ 里山 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域における農用地区域を中心に良好な田園・食料自給の場として保全し、都市的土地利用との調整を図り、必要な基盤整備を進めます。 農地については、地域特性を踏まえた農作物に特化した農地に転化を図るなど、利用促進に向けた保全策に取り組みます。 集落地については、過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法に基づき集落環境の整備を図ります。 山間部における集落地の生活を支えるために、既存の公共施設等を中心とした小さな拠点の形成を検討します。

⑥森林

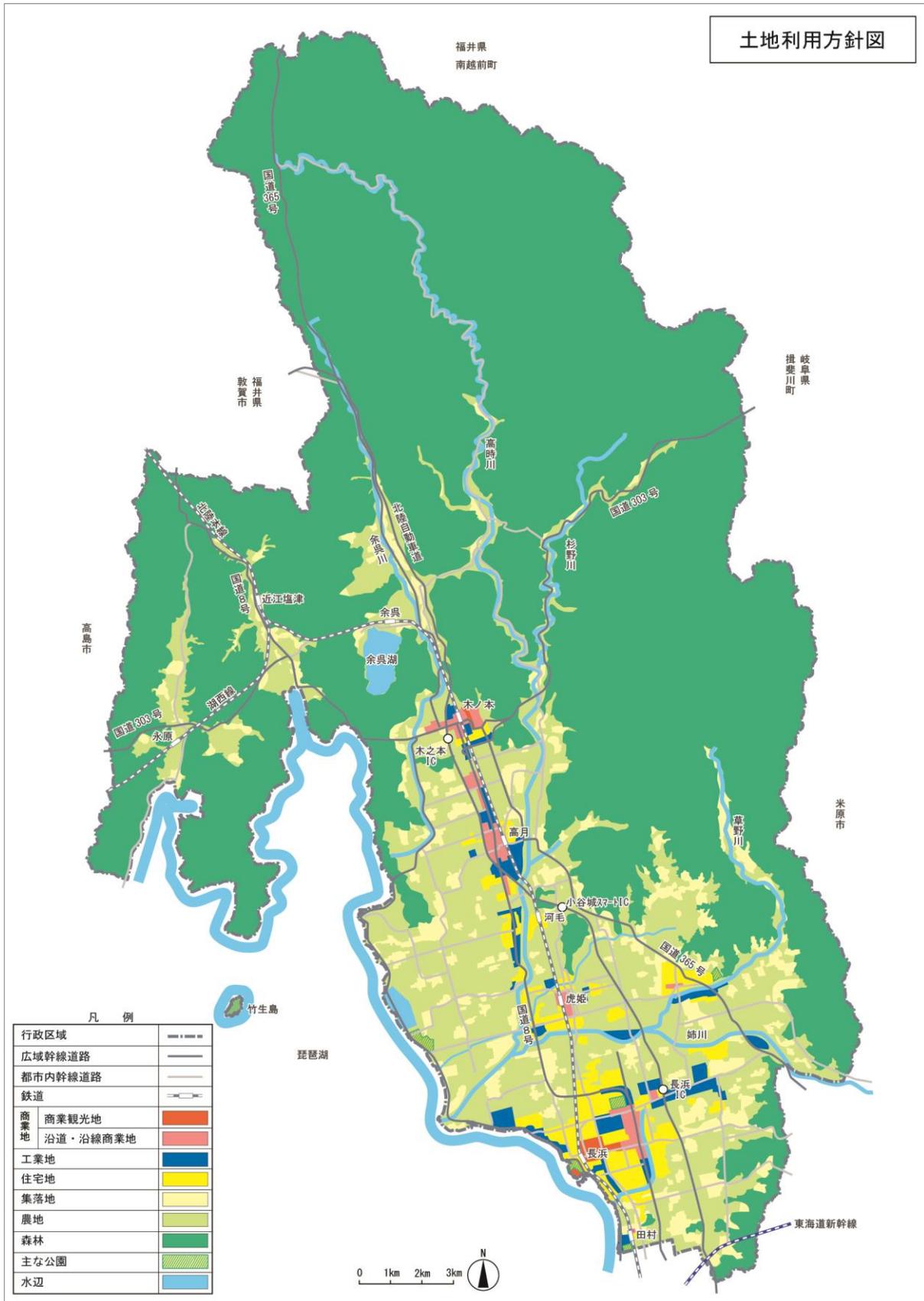
森林の保全・活用を図るエリア

森林 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜地域では、森林の大部分が風致地区に指定され重要な景観資源となっています。現在未指定の地域についても、地域の状況に応じて風致地区を指定し、開発を抑制したみどり豊かな空間として維持します。 ・ 森林の持つ災害防止、水源かん養機能、現存する松林やブナ林等の自然環境に配慮した保全整備に努めます。 ・ 里山については、昔の里山を取り戻す整備を進めるとともに、市民や市外からの来訪者も含めた誰もが森林に親しみ利用できる憩いの場や自然環境学習の場等としての活用を進めます。 ・ 森林を地域資源として捉え、長浜北部地域における雇用創出や移住・定住の増加に資する地域活性化事業に活用します。
-----------	--

⑦水辺

水辺の保全・活用を図るエリア

水辺 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市のみならず滋賀県全体における重要な自然環境資源である琵琶湖や余呉湖、姉川、草野川、高時川、余呉川、ため池や沼、中小河川等の水辺については、森林の保全や整備、公共下水道の整備等による水質環境の向上等に努めるとともに、市民や市外からの来訪者への自然環境学習の場として活用を進めます。 ・ 数多くの生態系を育む琵琶湖は水産資源の宝庫でもあるため、湖辺や水辺における水質保全や環境保全、内湖再生等の取組を促進し、生物多様性の維持を図ります。 ・ 琵琶湖については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）」において、国民的資産と位置付けられており、この母なる恵み豊かな湖の保全・再生に努めます。
-----------	---



※本章における土地利用方針の類型は、本方針図に示すとおりです。

2 交通施設・道路の整備の方針

(1) 基本方針

■ 集約型多核都市構造の実現に資する交通網の強化

将来都市構造を踏まえ、産業の発展や交流人口の拡大に寄与する広域幹線交流軸として、鉄道や広域幹線道路等の機能維持・強化を進めます。

また、都市拠点同士をつなぎ、集約型多核都市構造の要となる地域支線交流軸として、バス交通をはじめとする公共交通や都市内幹線道路等の機能維持・強化を進めます。

■ 快適で使いやすく、災害にも強い交通施設の整備

交通施設の整備に当たっては、誰もが快適で使いやすい施設とするべく、周囲の景観との調和に配慮するとともに、ユニバーサル・デザインの採用に努めます。

また、地震や大雨・大雪などの災害時においても、避難や緊急輸送等における安全を確保し得る施設の整備を進めます。

■ 持続可能な道路整備

都市計画道路については、交通機能の向上や局所的又は一時的な渋滞緩和等、将来にわたって継続して取り組まなければならない課題が多い一方で、限られた財源の中、効果的・効率的に整備することが求められています。そのため、「長浜市都市計画道路見直し方針」に基づいた選択と集中により、必要に応じて都市計画の変更を行い、整備を進めます。

また、市道については、「長浜市道づくり計画」を踏まえ、必要に応じて歩道整備を行うなど、道路空間の安全性を確保します。

さらに、道路整備については、既存ストックを有効に活用する観点から、長寿命化に努めるものとします。

(2) 主要な施設の配置・整備の方針

①公共交通（鉄道及びバス等）	
広域幹線 交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅については、広域幹線交流軸を担う大量輸送手段の拠点であることから、引き続きユニバーサル・デザインの考え方を取り入れつつ、駅へのアクセス道路の整備や歩車分離による歩行者の安全性確保・利便性向上に向けた整備を進めます。 ・ 本市最大のターミナル拠点である JR 長浜駅では、鉄道駅と自動車交通との連携に資するパークアンドライド機能等の交通結節機能の強化を図っていくものとします。 ・ JR 田村駅周辺は、長浜バイオ大学の立地、長浜サイエンスパークへの企業立地が進んだことから、鉄道利用の利便性や快適性を向上させるため、今後老朽化の進んだ駅舎の整備・充実を進め、公共交通機関の利用促進を図ります。 ・ JR 余呉駅、近江塩津駅、永原駅については、適切な駅舎の維持・管理を図ります。
地域支線 交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支線交流軸を担う公共交通は、旧行政界で分けられた路線バス、デマンドバス、デマンドタクシー等の体系が複雑でわかりにくく、効率が悪い路線もあることから、「長浜市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）」に基づき、バス、デマンドバス、デマンドタクシー、スクールバス等の手段を費用対効果により使い分けした最適なネットワーク形成を目指します。 ・ バス交通については、将来的な高齢者の増加等にも配慮し、生活交通手段として日常生活で市民が利用する施設（医療・福祉・教育・観光等）の配置や利用状況を踏まえるなど、利用者のニーズを配慮して進めていくものとします。 ・ JR 虎姫駅、河毛駅、高月駅、木ノ本駅では、鉄道駅を起点にしたバスネットワークの再構築を検討します。検討に当たっては、生活圏から駅までの生活交通としての連絡性を確保しつつ、歴史資源である社寺等を訪れる観光客の交通にも配慮し、地域拠点としての役割が果たせるよう利便性を維持・向上させます。 ・ JR 余呉駅、近江塩津駅、永原駅では、鉄道駅を起点とした持続可能で利便性の高いバスネットワークを見直し、生活交通としての福祉・医療施設や商業施設への連絡性を確保します。

②道路及び駐車場	
広域幹線 交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線交流軸を担う国道8号については、都市計画道路3・3・1 彦根長浜幹線・長浜北部幹線（国道8号北進バイパス）の整備が遅れていることから、当該路線の整備を促進します。
地域支線 交流軸等	<ul style="list-style-type: none"> 地域支線交流軸を担う都市内幹線道路及びその他の都市計画道路等については、未整備区間を中心に引き続き整備を促進します。 都市計画道路3・4・9 北船列見線、同3・4・10 地福寺神照線及び同3・4・11 大成亥山階線の計画路線の整備については、重点的に取り組むものとしします。 都市計画道路の指定がない主要地方道や一般県道については、都市内ネットワーク機能を担う道路として整備されるよう管理者と協議を進めます。 その他の路線については、広域幹線や都市内幹線道路へのアプローチを担う身近な生活道路の整備（ユニバーサル・デザインの考え方に基づく歩道の設置、融雪装置の設置等）を進めていくものとしします。 市道については、「長浜市道づくり計画」を踏まえ、必要に応じて歩道整備を行うなど、道路空間の安全性を確保します。
広域幹線 ／地域支 線交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 広域及び地域内の防災体制を確立するため、災害時に避難路や緊急輸送道路として活用できる道路を計画的に整備します。 湖岸や市街地及び集落等の歴史資源を有する地域では、自然や趣のある市街地と一体となった道路環境を目指し、市民及び来訪者がゆとりや親しみ、潤いを感じるみどり豊かで景観に配慮した道路整備を図ります。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 観光地でもある中心市街地、特にJR長浜駅周辺については、駐車場の適正な配置を誘導し、公共交通の利便性向上及び利用促進を図りつつ、中心市街地へのアクセスを高めていくものとしします。



JR長浜駅



地福寺神照線「整備済区間」

表 道路等の役割とその位置付け

役割	位置付け	路線名称等
広域幹線 交流軸	広域 幹線道路	北陸自動車道及び長浜インターチェンジ 小谷城スマートインターチェンジ 木之本インターチェンジ
		国道8号(都市計画道路3・3・1 彦根長浜幹線・長浜北部幹線) " (都市計画道路3・4・3 神照森線・細江月ヶ瀬線)
		国道365号 国道303号
		(主)大津能登川長浜線(都市計画道路3・3・2 世継相撲線) (県)湖北長浜線 (")
	その他	JR北陸本線、JR湖西線
地域支線 交流軸	都市内 幹線道路	(主)中山東上坂線(都市計画道路3・4・4 祇園山階東上坂線) (県)祇園八幡中山線(")
		(主)長浜停車場線(都市計画道路3・4・5 長浜駅宮司七条線) (県)間田長浜線 (")
		(主)木之本長浜線(都市計画道路3・4・8 豊公園森線) (県)大野木志賀谷長浜線(都市計画道路3・4・7 下坂浜本庄線)
		(県)長浜近江線(都市計画道路3・5・410 近江長浜線)
		(県)長浜近江線(都市計画道路3・5・101 長浜虎姫線)
		(県)東野虎姫線
		(県)伊部近江線
		(主)木之本長浜線における姉川の架橋
		(県)小室大路線
		(県)丁野虎姫長浜線
		(県)早崎湖北線
		(県)延勝寺速水線
		(県)速水片山線
		(県)郷野湖北線
		(県)安養寺虎姫線
		(県)佐野長浜線
		(県)野瀬下山田線
		(県)谷口高畑線
		(県)上山田八日市線
		(県)南浜山本高月線
		(県)飯之浦大音線
		(県)西阿閉東物部線
		(県)西柳野高月線
		(県)磯野木之本線
		(県)木之本高月線
		(県)井口高月線
		(県)川合千田線
		(県)落川高月線
		(県)中河内木之本線
		(主)西浅井余呉線
(県)杉本余呉線		
(県)大浦沓掛線		
(県)西浅井マキノ線		

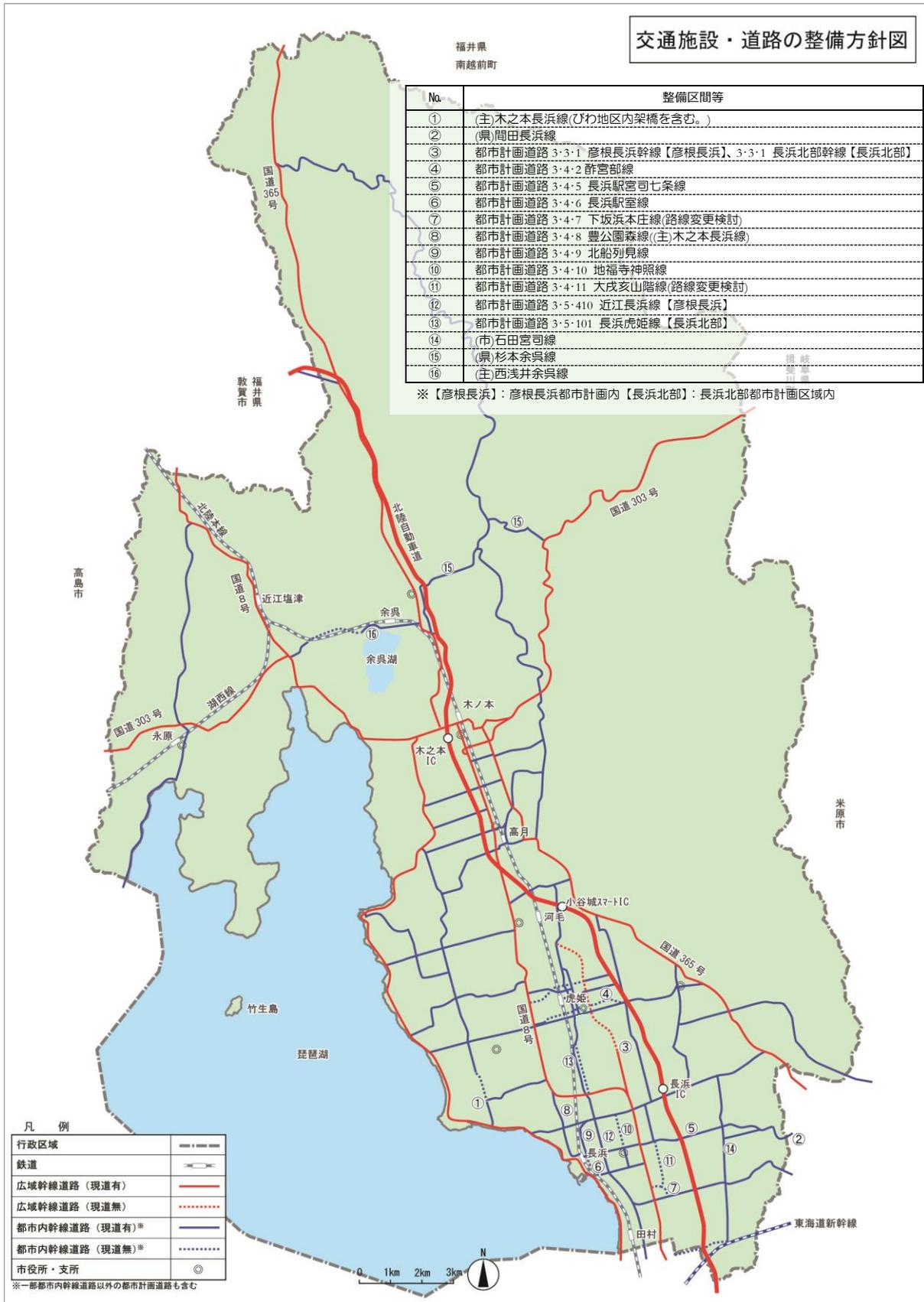
* (主) : 主要地方道 (県) : 一般県道

役割	路線名称等
都市計画道路	都市計画道路 3・3・6 豊公園長浜駅線
	都市計画道路 3・4・6 長浜駅室線
	都市計画道路 3・4・9 北船列見線
	都市計画道路 3・4・10 地福寺神照線
	都市計画道路 3・4・11 大戌亥山階線
	都市計画道路 3・4・12 長沢西上坂線
	都市計画道路 3・5・409 顔戸長浜線
	都市計画道路 3・3・1 彦根長浜幹線・長浜北部幹線
	都市計画道路 3・4・1 虎姫停車場線
	都市計画道路 3・4・2 酢宮部線
	都市計画道路 3・4・3 神照森線・細江月ヶ瀬線
	都市計画道路 3・5・102 唐国三川線

表 整備区間

種別	No.	整備区間等
道路	1	(主)木之本長浜線(びわ地区内架橋を含む。)
	2	(県)間田長浜線
	3	都市計画道路 3・3・1 彦根長浜幹線・長浜北部幹線
	4	都市計画道路 3・4・2 酢宮部線(路線変更検討)
	5	都市計画道路 3・4・5 長浜駅宮司七条線
	6	都市計画道路 3・4・6 長浜駅室線
	7	都市計画道路 3・4・7 下坂浜本庄線(路線変更検討)
	8	都市計画道路 3・4・8 豊公園森線((主)木之本長浜線)
	9	都市計画道路 3・4・9 北船列見線
	10	都市計画道路 3・4・10 地福寺神照線
	11	都市計画道路 3・4・11 大戌亥山階線(路線変更検討)
	12	都市計画道路 3・5・410 近江長浜線
	13	都市計画道路 3・5・101 長浜虎姫線
	14	(市)石田宮司線
	15	(県)杉本余呉線
	16	(主)西浅井余呉線

* (主)：主要地方道 (県)：一般県道 (市)：市道



3 上下水道施設・河川・環境衛生施設の整備の方針

(1) 基本方針

■ 個別計画を踏まえた上下水道施設、河川及び環境衛生施設の充実

上水道、下水道及び河川等については、それぞれ「長浜市地域水道ビジョン」、「長浜市下水道ビジョン」、滋賀県が策定した「湖北圏域河川整備計画」を踏まえ、安全で快適な都市を支える基盤として充実を図ります。

また、環境衛生施設（汚物処理場、廃棄物処理施設及び火葬場）については、湖北広域行政事務センターが策定した「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づき、広域的な連携により都市基盤施設の整備を図ります。

(2) 主要な施設の配置・整備の方針

① 上水道	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹施設の耐震化等の機能強化を図ります。

② 下水道	
汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備はおおむね完了していますが、未普及箇所の施設整備と、市北西部の都市基盤整備に向け流域下水道木之本西幹線の整備を進めます。 ・ 公共下水道整備では、琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）との整合をとりつつ計画的に事業を推進し、快適な生活環境の確保と河川の水質向上を図ります。 ・ 処理区の人口減少や施設老朽化に伴う維持・修繕費の増大に対応するために、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続及び施設間の統廃合をはじめ、長寿命化等による計画的な改築更新を行います。 ・ 災害時も機能を確保するために、防災と減災を組み合わせた対策を進めます。
雨水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市化に対し整備が追い付いていなかった市街地での雨水対策として行ってきた、琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）に基づく雨水渠の整備については、引き続き、未整備地域について、整備を図っていくものとします。 ・ 汚水と同様に、計画的な維持管理・更新や災害対策を行います。

③ 河川	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な都市化に対し整備が追い付いていなかった河川からの浸水被害等の解消に当たっては、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、各河川の実情に即した改修を推進するとともに、河川環境上必要な箇所では多自然川づくり等の手法を取り入れた自然再生事業等や水辺環境の向上に取り組みます。 ・ 特に、下流域の浸水被害を防ぐ雨水幹線としての機能を有する長浜新川の本川と、上流域の都市化に伴う雨水流出量の増加により流下能力が限界に達している土地改良河川大井川・鬼川の浸水被害の軽減を図るための整備を進めるものとします。 ・ 滋賀県が策定した湖北圏域の河川整備計画に基づく河川整備を促進します。また、河川整備が進捗するまでの対策として、浚渫、竹木の伐採、護岸改修等の河川氾濫対策を進めます。

④ 環境衛生施設	
都市計画施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生施設として、本市と米原市で構成する一部事務組合の湖北広域行政事務センターにより、湖北広域行政事務センターし尿処理場（第1プラント）、湖北広域行政事務センター新清掃工場（クリスタルプラザ）、湖北広域行政事務センター粗大ごみ処理施設（クリーンプラント）、湖北広域斎場（こもれば苑）、木之本町火葬場（木之本斎苑）が都市計画施設として整備されています。快適で衛生的な都市生活が営めるよう、引き続き適切な施設の維持管理を図ります。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画施設以外の環境衛生施設として、伊香クリーンプラザ、余呉一般廃棄物最終処分場、余呉斎苑、西浅井斎苑が整備されており、都市計画施設同様に適切な施設の維持管理を図ります。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖北広域斎場（昭和54年10月竣工）をはじめとして、施設の老朽化等が課題となっているため、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づき、広域的な連携により施設整備の検討を進めるものとします。

4 公園・緑地の整備の方針

(1) 基本方針

「長浜市みどりの基本計画」を踏まえた環境保全、レクリエーション、防災、景観機能の4つの観点に基づくみどりの整備

「長浜市みどりの基本計画」に基づき、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観機能といったみどりの持つ多面的な役割を考慮して都市公園や風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区等の地域制緑地の計画的な配置や水とみどりの保全に努めます。

(2) 主要な施設の整備方針

①公園

- 都市公園及びその他の公園については、それぞれの役割を明確にし、その役割にふさわしい整備を推進していくものとします。
- 総合公園として琵琶湖畔の長浜城跡に整備されている豊公園については、社会情勢の変化や利用者の要望等を踏まえ、豊公園再整備基本計画に基づき整備を進めます。
- 神照運動公園については、人口が集積する地域の都市型公園であるため、市民の日常的な健康増進に寄与する機能や万が一の災害に備えた防災機能を付加した公園として適切な維持管理を図ります。
- 浅井文化スポーツ公園については、現状のスポーツ機能を充実させた公園として整備します。
- 奥びわスポーツの森については、隣接の早崎内湖ビオトープの再生整備とともに、自然空間を満喫できる自然型レクリエーションの場として、またウォーキング等による市民の日常的な健康増進に寄与する公園として位置付けます。
- 豊公園、神照運動公園、奥びわスポーツの森については、広域避難場所に指定されているため、防災対策や避難時の対応も考慮した整備を図ります。
- 田村山風致地区に指定されている田村山については、長浜の南玄関口として新たなみどりの拠点となる地区であり、身近なみどりを感じることができる風致公園として都市公園整備を進めます。
- 長浜中央公園については、「(新)長浜中央公園整備基本計画(平成29年12月策定)」に基づき、公園機能の移転・整備を進めます。
- 今後の各種公園の整備に当たっては、誰もが安全で快適に空間を利用できるよう、ユニバーサル・デザインの考え方に基づく整備を図るとともに、市街地の浸水被害を軽減させるための雨水貯留機能の整備を検討します。

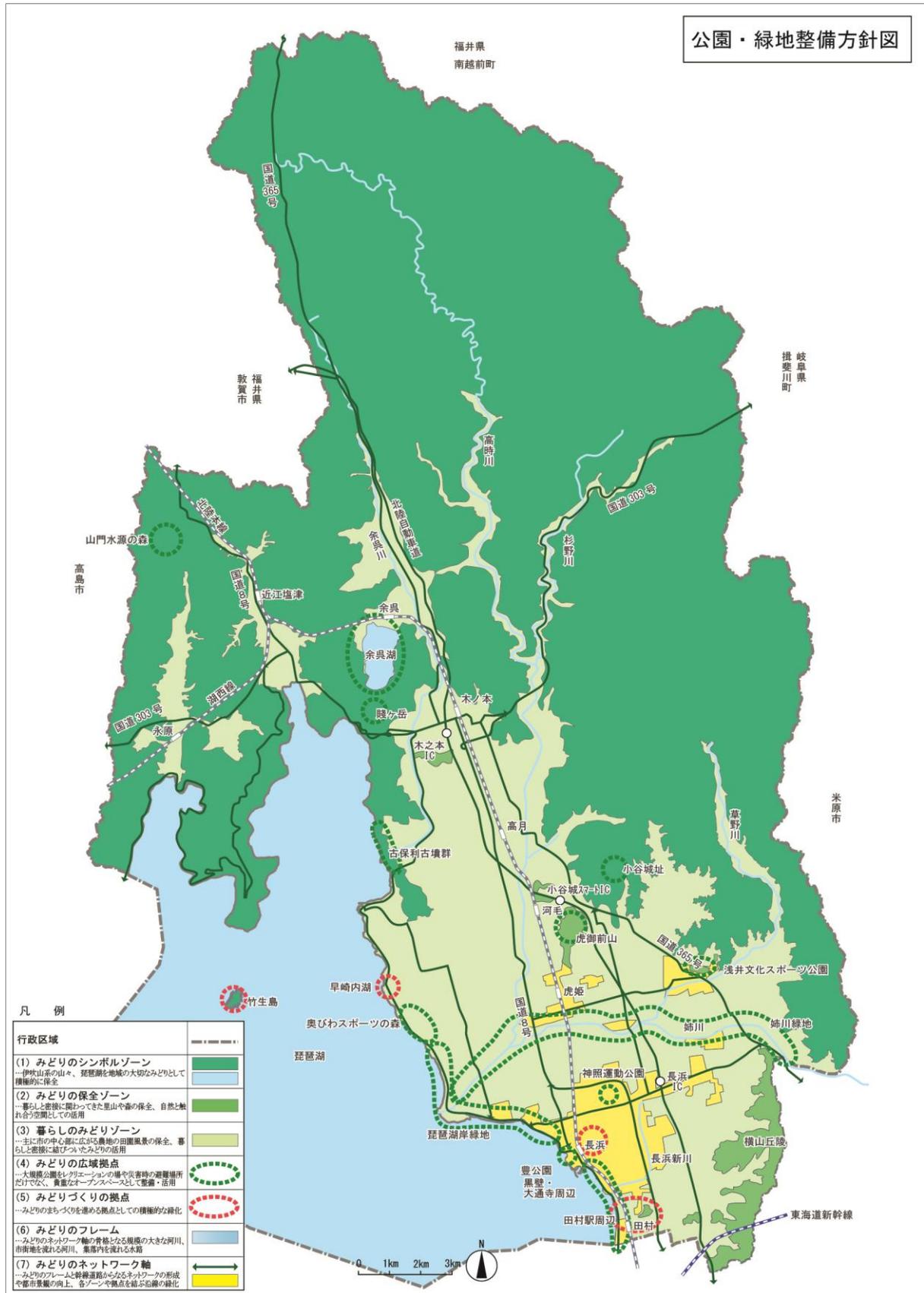
②緑地等

- ・ 風致地区、自然公園、保安林等の地域制緑地において、現在の指定区域を維持し、山や河川、湖、農地の一体的な管理のもと、景観や貴重な動植物の生息環境の保全に努めます。
- ・ その他の森林地域等については、地域制緑地への指定を検討していくこととします。
- ・ 琵琶湖や河川、池沼等については、良質な水環境というだけでなく、様々な生態系を育む場としての機能を有していることから、将来にわたってその機能の保全整備に努めるものとします。特に早崎内湖ビオトープや観察施設のある西池等については、水鳥等の自然生態の観察ができる良好な自然空間を将来的にも存続できるように努め、良好なビオトープ空間の形成を図ります。
- ・ 琵琶湖の保全・再生については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づき、今後滋賀県が作成する「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に沿った取組を進めます。



豊公園

公園・緑地整備方針図



5 都市景観づくりの方針

(1) 基本方針

■ 「長浜市景観まちづくり計画」等を踏まえた景観まちづくり

「長浜市景観まちづくり計画」に基づき、「活力に満ちた風格のある景観の形成」、「歴史の重みと個性ある文化が洗練する景観の形成」、「心に潤いと安らぎを与える景観の形成」、「人の顔が映える景観の形成」及び「にぎわいと交流を生む新しい景観の形成」の実現を目指し、景観まちづくりを進めます。

「長浜市景観まちづくり計画」基本方針（要旨）

①活力に満ちた風格のある景観の形成

長浜らしい景観は、豊かな自然や地域の風土、独自の歴史や個性ある高度な文化といったまちの資源を、このまちを誇りに思う市民が暮らしの中に活かし育まれてきたことから、こうした取組を継承し、発展させ、そこから新たな文化を育み、長浜力を高め、活力に満ちた風格のある景観まちづくりを進めます。

②歴史の重みと個性ある文化が洗練する景観の形成

まちの個性でもある歴史資源を、現代の町衆が暮らしの中に活かしながら、さらに磨きをかけることで、景観が造り込まれていくような、歴史の重みと個性ある文化により洗練される景観まちづくりを進めます。

③心に潤いと安らぎを与える景観の形成

まちに息づく自然を身近に感じ、環境負荷の低減や生態系への配慮に努める等、暮らしとの調和を図ることで、琵琶湖をはじめ、河川、山なみ等の自然を愛し、慈しみ、大切に思う、水とみどりが心に潤いと安らぎを与える景観まちづくりを進めます。

④人の顔が映える景観の形成

市民が日々の生活の中で暮らし方を考え、生活環境を向上させる取組を自ら実践することで、このまちを誇りに思い美しくくらす、そういう人の顔が映える景観まちづくりを進めます。

⑤にぎわいと交流を生む新しい景観の形成

モダンな都市景観については、周辺の良い景観を損なうおそれもあることから、山なみ等に配慮した適切な都市景観、商業とともに発達してきた長浜のまちにふさわしい格調高い都市景観、さらには観光都市としてのにぎわいと交流を生む都市景観の形成を目指し、景観まちづくりを進めます。

(2) 主要な施策の展開方針

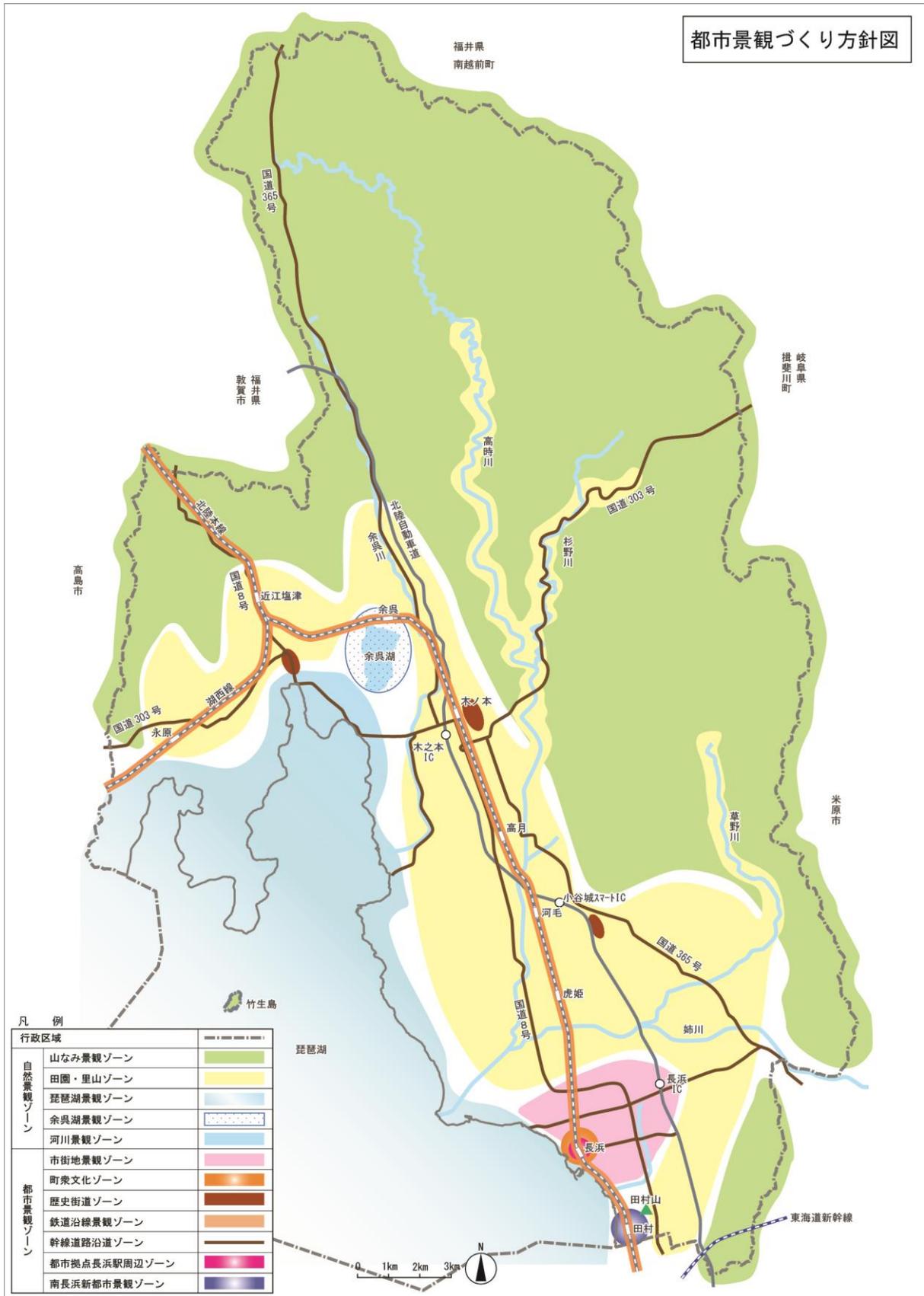
- ・ 景観まちづくり計画に基づく施策を着実にやっていくものとし、特に景観形成重点区域に指定する区域では、良好なまちなみ景観を維持していくため、高度地区や地区計画制度の活用等を検討します。
- ・ 良好な景観形成に寄与する取組として、市民との連携により、新たな景観形成重点区域の指定等の良好な景観まちづくりの推進に努めます。
- ・ 長浜市歴史的風致維持向上計画に基づく施策を計画的にやっていくものとし、特に重点区域においては、歴史的建造物の保存・活用や周辺環境整備を進めます。



黒壁スクエア



ながはま御坊表参道



6 防災都市づくりの方針

(1) 基本方針

■ 「長浜市地域防災計画」を踏まえた、自然災害に強い都市基盤の整備

「長浜市地域防災計画」との整合をとりながら、災害時の市街地や集落の孤立回避に向けたライフライン・道路網の充実、非常時の自立可能な地域コミュニティの形成等、安全で安心な都市の形成を図っていくものとします。

(2) 防災の方針

①地域防災計画に基づく地震や洪水等の自然災害に強い都市基盤の整備	
交通施設・道路の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備、既存道路の拡幅等、道路施設の保全整備に努めます。 市民の直接の避難路であり、消防、救急、救助等の最前線となる狭あい道路の解消に努めます。 舟艇は災害時の緊急輸送の重要な手段となることから、港湾（長浜港、大浦漁港及び尾上漁港）と緊急輸送道路等を組みあわせた緊急輸送ネットワークの整備を図ります。
防災空間、拠点の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難者の安全を確保するため、公園や緑地の整備、農地や林地の保全、防災センター等の整備・充実を図ります。 防災拠点となる市役所等の機能充実を図ります。
市街地の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 防災面からの市街地整備については、住宅密集地を中心とした住環境整備や雨水渠、普通河川等の整備を推進し、防災の質の向上を図るものとします。 歴史的なまちなみを有する地域では、消火活動が困難な狭あい道路等でも消火活動が可能な消防用機器の整備を図るものとします。さらに、防災性を維持しつつまちなみの保全が図れるよう、防火地域・準防火地域の設定や建ぺい率・容積率を見直すなど、土地利用規制も含めた防火対策を検討します。
建築物災害の予防	<ul style="list-style-type: none"> 市街地には多くの老朽住宅があることから、地震等の発生時には、大規模災害につながることを予想されるため、建築物の耐火・耐震化や共同住宅等の防火対策、水利の確保、防災通路の整備を促進するなどの対策を講じ、建築物が原因で発生する事故の防止を図るものとします。 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「長浜市耐震改修促進計画」により、耐震化の対策が急務とされる施設の改修等を進めます。

②防災を支える地域コミュニティの維持やネットワークづくり

- ・ 前述の①の防災対策については、実際に災害が発生した場合、そこに住む市民を中心とした地域コミュニティやそのネットワークが重要となります。このため、防災訓練や災害予防となる図上訓練などの自治会活動を支援し、活動を通じて市民の防災意識の高揚を図りつつ、災害発生時に機能する行政と市民、市民間のネットワーク形成を図ります。

③浸水害対策

- ・ 滋賀県においては、平成24年3月に策定した滋賀県流域治水基本方針の中で、どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていくという方針が示されています。本市においても、滋賀県との連携のもと、この基本方針にある4つの対策（①ながす（河道内で洪水を安全に流下させる対策）、②ためる（流域貯留対策）、③とどめる（はん濫原減災対策）、④そなえる（地域防災力向上対策））を進めます。

④原子力災害への対応

- ・ 本市は、原子力発電施設等が多数立地する福井県嶺南地域と近接しており、最も近い施設から約13kmの位置にあることから、原子力災害時の対応も視野に入れた緊急輸送道路や避難所の整備を図ります。



長浜市庁舎



姉川コミュニティ防災センター

